

青森県農村の窮乏化と児童保護の展開

矢上 克己

本稿は1919（大正8）年から1937（昭和12）年までの、青森県農村の窮乏状況と児童保護の成立と展開について、基礎的研究の調査をまとめたものである。

1. 青森県農村窮乏化の様相

日本経済は、第一次世界大戦中の好景気の反動として、1920（大正9）年に世界にさきがけて、経済恐慌に見舞われている。それ以後、日本経済は不況から慢性不況への過程をたどり、1923（大正12）年の関東大震災により一時的な復興景気を招いたが、経済不況は1927（昭和2）年の金融恐慌⁽¹⁾につながり、さらに1929（昭和4）年に勃発したアメリカの経済恐慌が、翌1930（昭和5）年には世界恐慌へと拡大し、それが慢性的経済恐慌に悩んでいた日本経済に深刻な打撃を与え、日本の経済恐慌を激化するに至った⁽²⁾。こうした1920（大正9）年以降の慢性的経済恐慌は、日本経済のなかで最も弱い立場にあった農業に、深刻な打撃を与えることになる。すなわち、農家経済は1920（大正9）年から1922（大正11）年まで悪化を続け、1923（大正12）年から1925（大正14）年はややもち直しはするが、1926（大正15）年からふたたび悪化し⁽³⁾、さらに1930（昭和5）年の世界恐慌により深刻な打撃を受け、窮乏のどん底につき落とされるのであった。1930（昭和5）年から農産物価格は、一般物価よりも急激に低下し、1931（昭和6）年の不作は農家の窮乏に拍車をかけ、さらに不況による兼業機会の縮小と、失業人口の帰農がそれに加わった。また、中小地主は不況によって増大した負担を小作農に転嫁し、小作農を中心に二重三重の圧力が加わり、さらに租金と借金の負担があり、農民は明治以降、最も深刻な窮状に追いつめられていったのである。このような農業の不況は、日本経済の他の部分よりずっと長びき、不況のどん底から抜け出るのは、

表1 生産額1人当り

		昭和7年
青	森	89 (円)
岩	手	92
宮	城	87
秋	田	103
山	形	191
福	島	93
全	国平均	166

協調会『社会政策時報』173号
昭和10年3月、433頁より

1936（昭和11）年のことであつた。⁽⁴⁾

ここで、東北地方の地域的事情について取りあげてみる。東北地方は地理的に不利な立場にあり、気候上一毛作を主とし、農産物の種類も限られている。従来より、災害、凶作に断続的に見舞われ、農業地方であるため、農産物価格の下落により非常な打撃を受けたのである。また、東北地方は林野が多いばかりでなく、国有林が多く、農業地方でありながら耕地面積が少ない。しかも小作地が多く、農業収益の少ない状態にあった。

こうした状況のため、表1でわかるように東北地方の農業を含めた全産業の人口一人当たりの生産額は、他の地方と比較し低い状態にあった。⁽⁵⁾

次に青森県における農村の窮乏状況について述べよう。青森県の全農家の3割が小作農であり、さらに耕地所有農家においても、その6割が耕地所有面積1町歩以下の小農であった。それ故、青森県農家の約7割が貧農層であったと考えられる。⁽⁶⁾

また、青森県人口一人当たりの生産額(表2)をみると、全国平均一人当たりの生産額(表3)に比較して、格段に低いことが分かる。1931(昭和6)年には、全国平均一人当たり生産額115円に対し、青森県は42円と極端に低い。とくに農産物に限ってみるならば、1930(昭和5)年の33,351(千円)から翌年の18,243(千円)と著しい生産額の下落がみら

表2 青森県

(単位千円)

	農作物	繭	家畜	私有林産	水産	鉱産	工場生産	合計	推計人口	人口1人当り生産額
大正9	55,129	463	2,486	1,503	1,946	2,186	2,826	73,539	756,454	97 ^円
10	43,073	442	2,401	1,430	3,270	877	-	-	764,800	-
11	43,709	898	2,105	1,355	2,623	819	14,028	65,537	773,200	85
12	44,384	1,075	2,401	1,630	4,133	117	31,054	84,794	781,600	108
13	53,901	819	2,230	1,559	5,390	335	15,771	80,005	791,000	101
14	55,440	1,385	1,801	1,586	6,986	214	17,244	84,656	879,911	96
昭和1	45,329	911	1,701	1,172	4,694	48	16,449	70,304	824,700	85
2	42,788	629	1,609	961	5,260	20	17,716	68,983	836,600	82
3	45,201	656	1,817	1,002	5,569	10	18,529	72,784	848,700	86
4	42,465	781	1,559	690	5,185	22	21,817	72,519	860,900	84
5	33,351	307	1,008	676	3,016	15	15,306	53,679	879,914	61
6	18,243	258	1,018	463	3,479	1	13,728	37,190	892,900	42

表3 全国

	農産物	繭	家畜	私有林産	水産	鉱産	工場生産	合計	推計人口	人口1人当り生産額
大正9	3,508,391	365,519	114,697	233,262	149,522	566,788	5,973,543	10,911,722	55,963,053	195 ^円
10	2,741,842	409,177	95,595	233,416	169,598	332,151	-	-	56,787,300	-
11	2,617,408	854,248	106,031	203,580	169,217	346,735	5,689,227	9,716,446	57,655,800	169
12	2,725,411	660,404	95,595	229,216	184,031	357,940	5,978,445	10,231,042	58,481,500	175
13	3,257,264	551,680	132,315	205,254	254,941	352,323	6,624,560	11,378,337	59,138,900	192
14	3,226,028	827,508	104,564	170,861	258,449	355,972	7,029,659	11,973,041	64,450,005	186
昭和1	2,810,258	661,442	94,703	90,296	227,292	347,844	7,154,797	11,386,632	60,521,600	188
2	2,702,615	496,932	79,457	150,283	229,138	368,568	6,947,948	10,974,941	61,316,600	179
3	2,583,791	551,684	94,393	150,831	209,264	378,305	7,377,954	11,346,222	62,122,200	183
4	2,501,467	655,001	92,105	124,833	205,940	384,535	7,716,775	11,680,656	62,938,200	186
5	1,824,308	304,213	70,122	90,350	162,928	307,674	5,954,741	8,714,336	64,450,005	135
6	1,501,816	275,556	57,221	82,590	147,806	253,404	5,178,135	7,496,528	65,366,500	115

『社会政策時報』173号昭和10年3月より

れ、1920（大正9）年以降の経済恐慌および1931（昭和6）年の凶作による深刻な影響があらわれている。

青森県における農村恐慌の様相を青森市物価指数表（表4）よりみると、1929（昭和4）年から販売品価格が購買品価格を下まわり、この差が農家経済を圧迫したのである。

さらに、自・小作農別米の反当り収支計算（表5）をみると、1930（昭和5）年から1935（昭和10）年にかけて、反当り生産費が生産額を上まわっていた。とくに、1930（昭和5）年および1931（昭和6）年は著しい赤字となっており、農家の深刻な窮状を示している。

表4 青森市物価指数表（大正13-昭和11年）

年別 品名	大正13年	右 指数	昭和												
			14年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	
円															
販売品	うる白米	(石) 35.99	100	109	95	85	76	71	65	52	57	60	74	81	82
	だいず	(〃) 19.01	100	108	91	91	94	91	76	60	69	81	74	91	95
	鶏卵	(100箇) 5.66	100	101	91	83	73	67	61	57	41	53	49	54	64
	木炭	(10貫) 3.38	100	82	79	87	79	73	57	46	38	43	43	42	51
	薬工品	(10丸) 5.32	100	91	74	91	78	53	53	41	44	55	50	48	50
購買品	清酒	(石) 95.00	100	97	100	94	94	94	94	88	84	89	93	93	89
	白砂糖	(16貫) 23.86	100	91	90	88	83	82	75	67	73	76	73	73	74
	晒木綿	(1反) 0.82	100	97	69	67	69	65	46	42	45	60	62	62	60
	裏地	(1反) 1.62	100	97	75	70	67	63	55	48	50	53	56	56	57
	石油	(2貫) 6.79	100	93	86	75	75	77	73	70	74	81	74	74	77
平均販売品		100	98	86	87	80	71	62	51	50	58	63	63	68	
平均購買品		100	95	84	79	78	76	62	63	65	72	72	72	72	

『青森県農地改革史』より

表5 自・小作別米の反当り収支計算（昭和5-15年）

	自作者			小作者		
	反当 生産額	反当 生産費	差引	反当 生産額	反当 生産費	差引
	円	円	円	円	円	円
昭和5年	46.86	78.69	▲ 31.83	-	-	-
〃 6年	35.23	58.54	▲ 23.31	28.91	45.18	▲ 16.27
〃 7年	51.58	58.24	▲ 6.66	46.99	47.31	▲ 0.32
〃 8年	51.58	65.69	▲ 14.11	49.46	53.49	▲ 4.03
〃 9年	57.41	65.00	▲ 7.59	47.69	51.05	▲ 3.36
〃 10年	64.94	71.57	▲ 6.63	51.66	50.66	1.10
〃 11年	76.19	72.40	3.79	-	-	-
〃 12年	88.02	74.08	13.94	79.07	69.06	10.01
〃 13年	95.01	87.67	7.33	80.04	73.84	6.20
〃 14年	130.35	104.08	26.27	111.97	100.43	11.54
〃 15年	114.74	110.04	4.70	106.21	114.65	▲ 8.44

『青森県農地改革史』より ▲=損失

また、自・小作農別米の石当り生産費と米価（表6）の推移をみると、自作・小作農ともに1930（昭和5）年から1935（昭和10）年にかけて、生産費が米価よりも上まわっており、赤字経営を示し

表6 自・小作別米の石当り生産費と米価
(昭和5-15年)

		自作石当り生産額	小作石当り生産費	年平均石当り米価
		円	円	円
昭和	5年	27.38	23.77	16.83
"	6年	30.68	29.89	14.48
"	7年	20.22	18.19	17.57
"	8年	22.84	20.98	18.72
"	9年	32.50	30.87	24.54
"	10年	30.92	30.05	25.41
"	11年	23.83	-	24.98
"	12年	24.25	24.99	28.17
"	13年	28.57	28.54	31.03
"	14年	31.35	35.61	41.06
"	15年	39.47	46.42	40.70

『青森県農地改革史』より

表7 米生産費構成要素の割合(小作者)

		種苗費	肥料費	諸材料費	大農具費	建物費	雇傭労賃	畜役費	租税労賃	家族労賃	小作料	その他	合計
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和	6年	2.68	19.15	2.72	1.70	1.64	9.39	7.41	2.28	31.25	21.78	0.00	100.00
"	7年	2.64	17.27	2.26	1.23	1.18	8.01	7.00	1.46	30.08	28.87	0.00	100.00
"	8年	2.36	17.59	2.00	2.20	2.26	7.52	7.10	3.20	27.48	28.29	0.00	100.00
"	9年	2.31	16.48	1.35	1.98	1.96	7.26	6.50	2.82	32.13	27.21	0.00	100.00
"	10年	2.57	16.18	1.80	2.22	1.60	7.69	6.88	3.20	28.11	29.75	0.00	100.00
"	11年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.00

『青森県農地改革史』より

債額は754円であったが、1935(昭和10)年には784円で、30円増大していた⁽⁷⁾。

次に、青森県農家に甚大な影響を与えた1931(昭和6)年の凶作の状況についてとりあげる。この冷害凶作では、青森県全農家の4割が皆無作か、7割以上の減収の農家であり、2割弱が5割以上の減収であった(表8)。そのため、罹災基金法による青森県下の要救済農家戸数が17,165戸に及び、同法以外の要救済農家戸数が22,000余戸を数えた。その結果、被害農家は飯米の窮迫状態に陥り、1931(昭和6)年11月より中農以下の農家は、当年収穫米の粗悪米さえ食いつくし、未熟米の粉末に馬鈴薯、みそを混ぜて食べていたが、わらびの根、あざみの葉、とちの実などを採り、また海草を集めるなど草根木皮によって露命をつないでいたのであった。このような飯米窮乏の他に、積雪のため薪炭に困り、寒冷に苦しみ、電灯は料金不払いのため使えず、悲惨な生活を余儀なくされた⁽⁸⁾。したがって、栄養失調のための病人、妊産婦などは加療もできず、乳幼児の死亡率が著しく高まり、衛生状態も甚しく不良となり、欠席児童、欠食児童は日々増加したのである。例えば欠食児童は、1931(昭和6)年11月に1,523人であったものが、翌年2月には6,226人に達している⁽⁹⁾。

こうしたなかで、飢に悩む農民、市街地の貧困者が、その娘を売って窮状を凌いだのであった。1931(昭和6)年中に青森県から県内外に売られていった芸妓、娼妓、酌婦、女工な

ている。

また、小作農家では、米の生産費中に占める小作料の率(表7)が1930(昭和5)年に21.78%であったものが、翌年28.87%に急増し、小作料の急騰を示して、1935(昭和10)年には29.75%にも達している。農業恐慌、凶作に呻吟する小作農にとって、小作料の増大は一層の重圧となったのである。

こうした状況のなかで、農家の負債が増し、青森県農会の調査によると、1932(昭和7)年には青森県農家一戸当りの負

表 8 昭和 6 年冷害の被害及び要救済農家戸数

郡 別	総 戸 数	農 家 戸 数	皆無作及び 7 割以上の被害農家				5 割以上の被害農家			5 割未 満の被 害農家	平年作 以上の 農 家
			総 数	罹災救 助を要 するも の	罹災救 助基金 法以外 の救助 を要す るもの	全く救 助を要 しない もの	総 数	罹災救 助基金 法以外 の救助 を要す るもの	全く救 助を要 しない もの		
東 津 軽 郡	13,990	7,599	3,665	2,546	622	497	2,682	2,008	674	1,252	-
西 津 軽 郡	12,780	8,194	2,133	1,449	471	268	2,381	1,990	391	3,680	-
中 津 軽 郡	11,012	8,069	425	291	90	47	1,436	1,296	140	6,203	-
南 津 軽 郡	19,886	14,020	947	481	320	146	1,518	1,402	116	11,489	66
北 津 軽 郡	13,484	8,292	1,575	1,378	141	55	1,814	1,664	150	4,785	118
上 北 郡	17,702	10,819	10,404	6,054	4,028	322	415	228	187	-	-
下 北 郡	8,965	3,045	2,930	2,330	439	161	98	77	21	17	-
三 戸 郡	16,998	12,116	7,108	2,509	3,994	677	3,568	2,741	827	1,440	-
青 森 市	14,751	749	20	20	-	-	197	106	71	300	-
弘 前 市	7,428	160	-	-	-	-	-	-	-	160	-
八 戸 市	9,469	1,060	273	107	132	34	429	364	65	353	-
合 計	145,612	73,871	29,560	17,165	10,187	2,208	14,508	11,876	2,442	29,689	184

『東奥年鑑』昭和 8 年版による

表 9 要救済農家戸数

郡 別	要救済戸数
	戸
東 津 軽 郡	4,691
西 津 軽 郡	2,225
中 津 軽 郡	1,364
南 津 軽 郡	2,296
北 津 軽 郡	1,220
上 北 郡	9,189
下 北 郡	3,255
三 戸 郡	8,860
青 森 市	305
弘 前 市	-
八 戸 市	374
合 計	33,779

『東奥年鑑』昭和 10 年版
凶作小誌による

どの数は県内 858 人（内女工 91 人）、県外 1,559 人（内女工 201 人）計 2,417 人であり、最も凶作の影響の強い 1932（昭和 7）年 1 月から 5 月までのわずか 5 カ月間に、県内 583 人、県外 918 人計 1,501 人の娘が芸妓（198 人）、娼妓（207 人）、酌婦（404 人）、女工（413 人）に売られていった。⁽¹⁰⁾

凶作の影響による栄養不良で病人が続出したため、青森県衛生課が 1931（昭和 6）年 12 月 22 日から翌年 2 月 15 日まで、巡回診療を行い、39 カ町村 4,445 人の患者に施療したが、北津軽郡相内では、殆ど毎戸病人が床に付いている状態で、上北郡浦野館村の胃腸病患者の大部分は、凶作による食物の影響からであるとみられ、患者のうち 3 割は凶作地極貧家庭の者であった。⁽¹¹⁾

凶作の翌年は普通、豊作になると言われるが、1932（昭和 7）年も部分的に水害に見舞われ、1933（昭和 8）年は豊作であったが米価大暴落のため豊作飢饉となった。

1934（昭和 9）年に青森県は大凶作になり、県下要救済農家戸数（表 9）は 33,779 戸を数えた。このため、罹災農民は直ちに飯米に窮した。「上北郡の小学校 3 年の女兒が空腹のため名の知らぬ植物の実を食べ激しい下痢と腹痛をおこし、全身腫れ上がり死に至る」という悲惨事があり、また新聞には「食うものに窮して硅藻土迄口にしている人達が遂に現われ」と書きたてるほど、被害農家は窮乏していた。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

青森県衛生課は、凶作地の住民の衛生面の調査を行ったが、1934(昭和9)年11月15日現在の調査報告によれば、凶作地住民の食糧や病気、医療状態など、まことに暗澹たるものがあった。調査報告をよせた町村は47(東津軽郡17、北津軽郡4、上北郡14、下北郡4、三戸郡8)で、中産階級およびそれ以下で、食(主食)の状況は、米食は僅かに8カ村、他の町村では3分の米に粟、稗、馬鈴薯などを混ぜている。さらに下層の生活では、稗、馬鈴薯、南瓜、大根葉の混合粥食が39カ村、さらに僅かの麦、粟、米に大根、蕪、南瓜、菜の混合粥のところは18カ村あり、このなかには平作時にも、混食を習慣としている町村も少なくないが、その混食内容が凶作により非常に悪化し、健康上大いに憂慮されたのである。調査時点での食糧持続力は以下の通りであった。

向後1カ月 9カ村、2カ月 10カ村、3カ月 6カ村、4カ月 8カ村、5カ月 4カ村、6カ月以上 2カ村 こうした状況に伴って疾病も多いが、中産以下の農民は、1. 貧困のため医療を受ける費用のないもの47カ村、2. 医療費に多額を要するもの32カ村、3. 医師に薬治料の借があるための11カ村が加療不能の状況にあった。要救療者は5,884戸、33,085人にのぼっており、他は従来よりの要救療者と推察された。¹⁴⁾

また、この凶作の影響により青森県内では欠食児童が多発し、1934(昭和9)年11月10日現在で6,200人、それが1935(昭和10)年度末には12,278人(表10)に達した。¹⁵⁾ 欠食児童数を郡市別にみると、やはり凶作の被害の大きい、上北郡、三戸郡、東津軽郡に集中して多い。

欠席児童についても、青森県下の77校に限っての統計ではあるが、2,700人を数えている。¹⁶⁾

また、食物状況悪化のため乳幼児死亡も激増した。1934(昭和9)年の統計については不明であるが、農村恐慌、凶作を背景に青森県内で乳幼児の死亡も激増した(表11)。死亡率の最も高い町村は柏木町(85.71%)、大畑町(84.87%)、大奥村(84.70%)、豊田村(75.00%)などであった。¹⁷⁾

表10 昭和10年度欠食児童数及給食費

郡市別	東津軽郡	西津軽郡	中津軽郡	南津軽郡	北津軽郡	上北郡	下北郡	三戸郡	青森市	弘前市	八戸市	青森盲啞	八戸盲啞	総計
欠食児童数	一、五八七名	一、三六五	六六七	六八二	一、六七〇	三、四二三	一六五	二、三九八	一〇一	八七	七一	三三	三〇	二二、二七八
給食費計	七二二、〇九六円	六三六、五二九	三二八、六一二	二八四、六四八	七六〇、四九七	一六一三、七三〇	九七、五五一	一一〇八、六九二	四五、三九二	四九、三一八	二五、八三九	二四、二七一	二七、九〇五	五、七一五、一八〇

東奥日報社『東奥年鑑』昭和11年版675頁より

トラホームについても、青森県の小学校児童の罹病率は全児童の35%で、全国平均の1~2%からみれば、まさに35倍と言ってよい。¹⁸⁾ また、上北郡六カ所村倉内小学校の統計(表12)によれば、トラホーム罹病率は異常な高さを示しており、凶作年においては特に高率を示している。青森県における欠食児童、乳幼児死亡、トラホームの瀕出は、いずれも全国最高を示していた。

表11 青森県乳幼児死亡数

年 度	乳幼児死亡数	一般死亡率 に対する率
昭和 4 年	9,442 (人)	42.88 (%)
5 年	9,670	45.31
6 年	8,812	42.68
7 年	9,608	45.64

『東奥日報』昭和9年12月12日付

表12 六ヶ所村倉内小学校児童の
トラホーム罹病率

	検診数	患者数	罹病率
昭和6年	240	235	97%
7年	146	118	47%
8年	272	214	41%
9年	262	209	79%
10年	196	129	60%

『東奥日報』昭和10年11月30日付

表13 婦女子身売状況 (昭和6-10年)

	昭和 6年	// 7年	// 9年	// 10年
芸妓 { 県内 県外	130 216	289 168	137 268	50 214
娼妓 { 県内 県外	96 199	292 217	234 616	- 25
酌婦 { 県内 県外	209 416	548 284	512 512	323 339
女給 { 県内 県外	- -	666 253	656 285	669 249
女工 { 県内 県外	91 201	697 421	141 1,276	- 532
其他 { 県内 県外	332 227	762 341	1,809 623	519 349
合計 { 県内 県外	858 1,559	3,254 1,702	3,489 3,594	1,516 1,939

『青森県農地改革史』より

表14 昭和10年度救済婦女子の年齢別数

年 齢	一 一 歳	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	合 計
人 数	一	一	二 五	六 〇	一 〇 六	一 九	八 八	五 九	四 六	二 八	二 〇	一 五	一 一	一 一	七	
年 齢	二 六	二 七	二 八	二 九	三 〇	三 一	三 二	三 三	三 四	三 五	三 七	四 三	四 六	五 二	五 九	合 計
人 数	四	五	四	二	三	二	二	三	一	一	一	一	一	一	二	六 二 九

東奥日報社『東奥年鑑』昭和11年版528頁

それはまさに、青森県農村の深刻な窮乏状態を示すものである。

婦女子の身売は全県的に行われ、1934（昭和9）年中には、統計として把握された数字ではあるが、7,083人（表13）にのぼった。この中には県外工女として雇用されたものも

いるが、大多数のものは、女中、女給、酌婦、芸妓、娼妓として多額の前借を以て身売したのであった。1931（昭和6）年の凶作により大量の婦女子の身売が行われたが、1934（昭和9）年の凶作時に至って、さらに増加し、娼妓は1931（昭和6）年の3倍、酌婦は1.6倍に達している。

身売婦女子の年齢構成を1935（昭和10）年度の青森地方職業紹介事務局、県社会課および愛国婦人会県支部による救済婦女子の年齢別調査（表14）によると、最も低い年齢のもので11歳であり、とくに集中して多いのが14歳から21歳であった。こうした青森県農村の疲弊を背景に、県内各地に手配師が入り込み、盛んに人身売買が行われ、日本国内各都市に身売女子がばらまかれたのであった。

表15 昭和10年水害による農作物被害面積

作物	作付 総面積	収穫 皆無 面積	7割以 上皆無 面積	7割- 5割被 害面積	5割- 3割被 害面積	計	被害 金額
	町	町	町	町	町	町	円
水稲	68,703	11,373	7,059	6,832	4,737	30,002	11,192,970
りんご	11,755	624	358	162	424	1,568	1,572,560
そば	4,558	30	106	282	164	582	46,575
そさい	8,003	828	163	175	228	1,394	400,127
ばれい しよ	6,417	727	969	680	1,150	3,526	401,735
だいず	14,153	1,082	396	600	993	3,071	442,323
ひえ	5,869	17	21	236	268	542	42,390
あわ	5,486	-	-	160	-	160	11,520
えん ばく	1,000	240	-	-	-	240	38,400
畑作計	57,261	3,548	2,013	2,295	3,227	11,083	2,995,630
合計	125,964	14,921	9,072	9,127	7,964	41,085	14,148,600

さらに、本県農村は1935(昭和10)年に冷水害凶作に見舞われ(表15)、要救済戸数(表16)として水害によるもの16,607戸、冷害によるもの30,795戸にのぼった。こうして、青森県農村は農村恐慌、打ち続く災害、凶作によって、まさに壊滅的狀態に追い込まれ、広範に要保護児童が出現したのである。

『東奥年鑑』昭和11年版 水害小誌による

表16 昭和10年水害及び被害要救済戸数

郡市名	水害によるもの戸	冷害によるもの戸
東津軽郡	750	5,188
西津軽郡	2,972	1,242
中津軽郡	989	1,246
南津軽郡	2,658	3,443
北津軽郡	4,032	1,503
上北郡	2,721	7,078
下北郡	592	2,895
三戸郡	1,366	7,335
弘前市	1	—
青森市	—	116
八戸市	526	749
計	16,607	30,795

『東奥年鑑』昭和11年版
水害小誌による

2. 児童保護の展開

日本における児童保護の成立は大正後半である。1918(大正7)年の米騒動および1920(大正9)年以降の慢性的経済恐慌を背景に、大正デモクラシー思潮の上に児童保護が成立した。その成立と展開は日本国内一様ではなく、それぞれの地域独特の成立と発展過程があった。以下、青森県における児童保護の成立と発展過程の様相を実態資料を踏まえて述べてみる。

(1) 妊産婦保護事業

児童保護の基礎となる妊産婦保護事業については、1926(昭和元)年までは、愛国婦人会青森県支部と日本赤十字社青森県支部が合同して、この事業に当たってきたが、1927(昭和2)年より、愛国婦人会青森県支部において主に取扱うことになった。同支部は1929(昭和4)年に産婆を依頼できない貧困な妊産婦のために、無料で産婆を派遣し、分娩の保護介助を行った¹⁹⁾。保護人員(表17)は1927(昭和2)年の28人から1932年には141人と増加し、1934年には80人と減少したが、翌1935年には

表17 妊産婦保護事業保護人員

年次	保護人員
昭和2年	28
3年	不明
4年	43
5年	28
6年	56
7年	141
8年	143
9年	80
10年	159

青森県における各社会事業
関係資料より（矢上作成）

年より乳幼児保護と妊産婦保護の見地から、乳幼児ならびに妊産婦無料健康相談所を設置して、相談指導に当たった。開設当初の利用者は100人あまりに過ぎなかったが、1935年には利用者が約300人に増加し、下層階級の保健衛生の向上に貢献した。²²⁾この頃の乳幼児並妊産婦無料健康相談所設置病院は、青森市 県立青森病院、弘前市 市立弘前病院、八戸市 八戸病院、五所川原町 増田病院、三本木町 高橋医院、田名部町 町立田名部病院であった。

（2）乳幼児保護事業

青森県における乳幼児の死亡率は全国最高であったと前述したが、それは凶作時に限ったことではなく、例えば1925（大正14）年の5歳以下の幼児死亡率が幼児1,000人中523.6人（全国平均381.1人）で全国最高であった。²³⁾中央社会事業協会主催の第1回全国児童保護会議が開催され、そこで乳幼児愛護デーの実施が決議され、1927（昭和2）年より全国的に乳幼児愛護デーが実施されることになった。これを受けて、青森県社会事業協会と青森県共済会が共催で、1927（昭和2）年より乳幼児愛護に関する思想の普及ならびに乳幼児保護施設拡充を目的に、乳幼児愛護デーを実施した。それが後に乳幼児愛護週間と改称され、1934（昭和9）年より、その範囲を拡大して児童愛護週間となった。次に1932（昭和7）年の青森県乳幼児愛護週間概況を『青森県社会事業要覧』（昭和8年）から引用してみると、青森県直接の実施事項は、1. ポスター1,000枚を作製し市町村へ配布、2. パンフレット4,000部を作製し市町村経由で各産婆により妊産婦に配布、3. 育児カレンダー2,000部を作製し、小学校、役場、医師、産婆その他へ配布、4. 死亡率比較表130,000枚作製し市町村を經由して各戸に配布、5. 乳幼児発育推奨会を青森市、弘前市、八戸市で開催、その際付帯施設として健康相談所を開設、6. 凶作地に栄養剤配給、7. 各市町村の社会、衛生両主任者各警察主任会議（乳幼児愛護週間の趣旨徹底および一般衛生思想の徹底を期するための打ち合わせ協議）、8. 県一斉母の会（講演会その他）開催（5月5日に県内各小学校において開催）であった。一方、そうした県レベルの乳幼児愛護週間事業と連動して、市町村直接の

159人と再び増加した。1932年および1935年の急増は、いずれも1931年および1934年の凶作による貧困な妊産婦の急増に原因していたものと推察される。同事業の担い手である妊産婦保護産婆の嘱託数も1927（昭和4）年の150人から1936（昭和11）年の217人と急増している。²⁰⁾しかし、各郡下には依然として妊産婦保護産婆の未設置町村も多く、総数で35カ町村となっており、地域での妊産婦保護事業を受けられない状況があった。

一方、乳幼児死亡の急増を背景に乳幼児健康相談が課題に上り、青森市に1930（昭和5）年5月に青森実費診療所が開設され、そこでは貧困な市民を対象に実費診療が行われ、併せて乳幼児の保健衛生に関する一般相談が無料で行われた。²¹⁾また、青森県共済会においても、1934（昭和9）

乳幼児愛護週間の事業も実施されている。例えば市町村直接事業としては、1. 名称目的、期間は県同様、2. 事業本事業実施に当りては警察官其他団体の応援を求むること 1) 市町村独自の印刷物作製配布すること、2) 栄養不良児並其母の調査但し実数5月5日迄に県に報告すること、3) 産婆の活動を促進すること、4) 郵便局、保険協会に依頼すること、5) 市町村内牛乳業者と協議の上週間中牛乳価格の減免の方法を講じ栄養不良児に配給すること、6) 部内郵便局、停車場等にスタンプの押捺、ポスターの掲揚交渉依頼すること、7) 乳幼児健康相談会等開催すること、8) デパートメントを利用し週間実施の宣伝をすること、9) 交通機関を利用し週間宣伝のビラ、ポスター、旗等を掲ぐること、10) 季節的託児所設置の計画をすること、11) 其他適切と認むる事項 であつた。

以上のように、県ならびに市町村行政が一体となって乳幼児愛護週間を実施し、正しい保育知識の普及、乳幼児死亡の低減および児童と母性の福祉の増進を図っている。

(3) 保育事業の発展

青森県においては1918(大正8)年から1937(昭和12)年までの間に、児童保護事業の一環である常設保育所が21ヵ所開設された(表18)。

表18 常設保育所の展開

	保 育 所 名	明治 大正 昭和											所 在 地	代 表 者 名						
		35	38	39	3	10	15	2	4	5	6	7			8	9	10	11	12	13
I 期	1 八戸町立保嬰学校	-----											八戸市	稲葉方蔵						
	2 愛国婦人会青森支部軍人遺族幼児保育所	-----											青森市	西沢知事夫人						
	3 私立弘前託児園(現サムエル保育園)	-----											弘前市	山鹿元次郎						
II 期	4 青森保育園	-----											青森市	宮原牧師						
	5 弘前幼稚保善園	-----											弘前市	依々木五三郎						
	6 八戸児童園(現八戸学園保育所)	-----											八戸市	成田龍観						
	7 耕一光一園	-----											黒石町	工藤阿義良						
	8 鰐蔵幼稚保善園	-----											大鰐町	佐々木五三郎						
	9 黒石幼稚保善園	-----											黒石市	佐々木五三郎						
	10 明星保育園	-----											弘前市	中村信三郎						
	11 大坂保育園	-----											青森市	大坂金助						
	12 野辺地和光園	-----											野辺地町	西城村正雄						
	13 青森児童ホーム	-----											野辺地町	戸坂勝男						
	14 野辺地保育園(現野辺地第一保育園)	-----											野辺地町	横坂勝男						
	15 児能花園	-----											弘前市	橋本素明						
	16 いてふ学園(現いてふ学園)	-----											弘前市	染田良教						
	III 期	17 蕨町小学校子守児童託児所	-----											青森市	増田倉吉					
18 三戸築苑保育園		-----											三戸町	川村資雄						
19 岩木託児所		-----											岩木町	笹森順造						
20 小湊セツトルメント		-----											小湊町	落合うの						
21 明照学園(現今別町保育園)		-----											今別町	工藤雄導						
22 柳町保育園		-----											青森市	関徳次郎						
23 野内託児所		-----											野内村	野内村国民学校長						
24 下田村隣保協会		-----											下田村	蛭名英一						
III 期	25 美光隣保館(現明照保育園)	-----											七戸町	金子聖会						
	26 尻内託児所	-----											上長苗代村	古川けい						
	27 東奥家政遺族託児所	-----											青森市	森テール						
	28 倉内託児所	-----											六ヶ所村	相内右太郎						
	29 尻内託児所	-----											通村	----						
	30 大畑託児所	-----											大畑町	----						
	31 昭和更生部落託児所	-----											落良市	----						
	32 五所川原保育所(現五所川原保育園)	-----											五所川原町	伊藤忠則						
	33 豊ヶ丘保育所(現豊ヶ丘保育所)	-----											三本木町	----						

青森県社会事業関係資料より(矢上作成)

この時期の最初の保育所は1921（大正10）年2月、青森メソジスト教会が設立した青森保育所であった。同園は「一般労働者、職人、小売商人、露店商人等の幼児多き家庭に於いて充分なる働きを為し能はざる者の幼児を愛育し安心其の業を為さしむる趣旨に依り」設立された。開園後の経営は主として青森県共済会より補助金を得、その後青森県共済会の青森支部事業となり、さらに1929（昭和4）年4月より青森県共済会直営となった。初代の園長は宮ノ原牧師で保母は山鹿悦子、吉川つや子の2名であった。また同じ1921年には、東北育児院創立者の佐々木五三郎が弘前幼稚保善園を設立し、東北育児院の付属事業として運営し、労働者、行商人、薄給者の幼児の保育を行った。また、1926（大正15）年6月、八戸市の天聖寺（浄土宗）住職成田龍観が、青森県としては初めての寺院関係者による保育所八戸児童園を開園した。

1927（昭和2）年6月、工藤阿義良外数名による光耕園が南津軽郡黒石町に開園された。同園は有志の後援会費、県其他の補助金、バザー、音楽会等の収入を財源にし、1日2銭の保育料で経営していたが、経営困難のため1931（昭和6）年に閉園している。先にあげた佐々木五三郎は1929年7月15日に日雇労働者、小売商人、行商人、薄給者、無職者の幼児の保育のため、鰯蔵幼稚保善園（南津軽郡大鰯町）と黒石幼稚保善園（南津軽郡黒石町）を開設した。さらに1930年4月には弘前市昇天教会経営（中村信蔵院長）の明星保育院が設立されている。

1931（昭和6）年4月には財団法人大坂会が青森市大坂町に大坂保育園を設立し、6月には上北郡野辺地町に仏教主義的な保育を展開する野辺地和光園が設立され、8月には青森市に城戸ちよ子等が青森児童ホームを設立している。

青森県は1931（昭和6）年に凶作に見舞われるが、翌1932年に、その被害激甚地区の上北郡野辺地町に農民救済のために、野辺地町教会の横坂勝男が町方に1ヵ所、農村部に2ヵ所の計3ヵ所、3ヵ月間給食託児所を設置した。町方に設置した1ヵ所はその後も継続され、常設保育所野辺地保育園（現第1野辺地保育園）として発展した。凶作救済を目的として設置された臨時託児所が常設保育所へ発展した一つのケースである。また、同年9月には、1909（明治42）年6月創立の幼稚園である児能花園（柿崎素明園長）が、その頃の園付近の家庭の状況の変化と時代の趨勢により、保育所に組織を変更した。

1938（昭和8）年4月には上北郡百石町法運寺（浄土宗）住職築田真教が、いてふ学園（現いてふ学園）を設立した。同園はこの常設保育所以外に日曜学校、林間学校、季節託児所、人事相談事業、職業紹介、職業補導など多方面に亘って、地域での農村社会事業を展開した。

1934（昭和9）年4月、萁町小学校（青森市）には多くの貧困児童がおり、家庭での子守りのため長期欠席、不就学となることがしばしばあったことから、同校の体操場の隣室を開放して、萁町小学校子守児童託児所を開設した。それは同校在学児童の父兄からなる同校児童保護会の経営であった。また、同年7月には三戸町に玉岑寺住職川村資雄が三戸紫苑保育園を設立した。この年、県下は1913（大正2）年以来の大凶作に見舞われ、中津軽郡岩木村字常盤野上黒沢部落30戸の住民200人は冷害皆無作の被害を受け、全く糧道を断たれ、致命的な惨害を呈していた。そのため同年12月26日、学齢未満児の救済愛護保育のため、東奥義塾

および弘前女学校の職員生徒が力を合わせて託児所を開設している。当初は臨時の開設の予定であったが、常設岩木託児所として発展した。

1935(昭和10)年には、羽仁もと子の主宰する全国友の会が凶作救済のため東北6カ所(青森県東津軽郡小湊町、岩手県二戸郡田山村、秋田県仙北郡生保内村、宮城県伊貝郡藤尾村、山形県東村山郡中村大蕨、福島県信夫郡鎌田村)にセツルメントを設立した。小湊セツルメントは小湊町内に居住する貧困家庭の主婦や娘などを入所させ、洋裁指導、生活指導を行い、その付帯事業として託児所を開設した。

また、東津軽郡今別村本覚寺(浄土宗)にては、1932(昭和7)年4月工藤雄導住職が明照学園を創立したが、1935(昭和10)年1月より3カ月間、凶作救済給食託児所を設置し、その発展として常設保育所(現今別町保育所)を開設した。明照学園の主事たる工藤真導は大正大学にてセツルメント事業を学び、園長の父雄導と共に、津軽半島の僻村東津軽郡今別村でセツルメント事業を展開した。その事業は、常設保育所をはじめ、女子公民裁縫学校、季節託児所、社会教化部の活動、授産事業など多岐にわたっており、地域住民の生活改善に貢献した。この年には青森市に柳町保育園、東津軽郡野内村に野内託児所が開設されている。1936(昭和11)年には、上北郡下田村に下田隣保協会による託児所が開設された。

この時期に開設された殆どの常設保育所の経営主体が、キリスト教関係者、仏教関係者、篤志の会員組織、篤志家、法人などの民間人に依るものであった。唯一の公的経営基盤の保育所は、野内国民学校付設の野内託児所である。保育料は、無料から月1円50銭まで、また、保育時間も1日4時間から岩木託児所のように終日保育を行うところまで、大きな幅があるが、概して、6時間から9時間保育に集中していた。保育項目については、昭和戦前期の幼稚園の保育5項目(遊戯、唱歌、観察、談話、手技)などを取り入れ、保育を展開しているが、各保育所によって保育内容の強調の仕方に違いがあった。体育(運動)と遊戯の2項目のものから、いてふ学園の談話、遊戯、唱歌、手技、視察(観察に相当)の幼稚園の保育5項目をあげているものまで、さまざまであった。

一方、青森県における季節託児所²⁶⁾(農繁期託児所)は、1927(昭和2)年に愛国婦人会青森県支部により県下6カ所に設置された。それ以後、年を遂うごとに増加し、とくに大幅な増加を示すのは、東北凶作の翌年1935年で、1934年の49カ所の設置から1935年173カ所と、実に3倍強の増加であった(表19)。

郡市別に設置状況を見ると、1931年から1935年にかけて上北郡、三戸郡が他郡市と比較して非常に多いが、これは1931年と1934年の凶作で、最もひどい被害を被った地域であることに原因していた。季節託児所の諸傾向をみてみると、まず経営主体では、愛国婦人会と市町村によるものが圧倒的に多い。開設場所は小学校に開設されるものが多く、1935(昭和10)年頃より浄土宗末寺の寺院を中心に開設するものがみられる。

開設期間は各市町村の繁忙時期と託児所運営経費とに関係し、短いもので6日、長いもので90日間と幅がある。この中で最も多いのが、10~14日間であった。季節託児所の保母には、学校職員、愛国婦人会会員、処女会会員、青年団団員、非農家の主婦、高等女学校生徒など

が担当していたが、託児所の多くが小学校に開設されていたことから、主として女教員が保育に当たっていた。

季節託児所の保育養成教育は、1937（昭和12）年に初めて青森県社会課主催で青森女子師範学校を会場に、5月22日から3日間開講された。託児所の保育時間にも7時間から12時間までと幅がみられたが、多くは11時間以上に集中しており、長時間保育であった。

託児所の保育項目について、下記の3カ所の例をみると、大野村託児所長は大野村立幼稚園長を兼ており、昭和戦前期の幼稚園の保育5項目に沿って保育していた。

大野村託児所（昭和4年）では描き方、聴き方、手技、観察、唱歌、遊戯、専修院託児所（昭和12年）ではお伽話、遊戯、荒川託児所（昭和12年）では唱歌、遊戯、手技であった。

表19 青森県季節託児所市及び郡別増加表(春季)

	東 津 軽 郡	西 津 軽 郡	中 津 軽 郡	南 津 軽 郡	北 津 軽 郡	上 北 郡	下 北 郡	三 戸 郡	八 戸 郡	弘 前 市	青 森 市	計
昭和2年	0	0	1	1	2	1	0	0	0	0	0	5
3年	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	3
4年	1	0	0	2	0	4	1	0	0	0	0	8
5年	1	0	1	0	2	6	1	3	1	0	0	15
6年	3	1	3	4	3	8	1	7	1	0	0	31
7年	3	3	2	2	3	11	1	4	1	0	0	30
8年	3	3	2	3	8	14	1	12	2	0	0	48
9年					不 明							49
10年	26	14	12	8	18	49	8	35	3	0	0	173
11年	26	19	10	14	25	36	5	30	4	1	0	170
12年	29	14	10	13	28	33	4	24	3	1	0	159
13年	39	18	10	27	29	46	7	29	3	1	0	203
14年	41	21	19	34	38	40	6	46	1	1	3	250
15年	56	31	39	53	47	45	7	47	4	2	2	333
16年	69	33	41	64	60	55	8	64	5	2	4	405
17年					不 明							470
18年					不 明							599
19年					不 明							540

『東奥年鑑（昭和4年版～同17年版）』及『日本社会事業年鑑（昭和21年版）』より 矢上作成

他の二カ所は遊戯を中心に唱歌、談話、手技を取り入れていた。青森県内殆どの季節託児所は、後二者の型で楽しく遊ばせることと保護することが第一であり、教育的側面は第二であったようである。

青森県では凶作との関係で、臨時託児所が開設された。1931年（昭和6）年の凶作では、前述のように、上北郡野辺地町の横山勝男が、有志の援助とキリスト教連盟の後援を得て町内3カ所に臨時託児所を設置した。1933（昭和8）年、八戸天聖寺では東北地方凶作救済を目的に、吹上積善託児所、館村（売市）託児所、小中野託児所、八戸託児所で給食託児を行っている。

1934年の凶作の際は、東京日々新聞社が浄土宗総本山と協力し、同年末東北6県に散在する同宗末寺を動員して託児所開設に着手したが、青森県内では、東津軽郡今別村本覚寺（50人）、上北郡野辺地町馬門遍照寺（50人）、上北郡七戸町青岩寺（100人）、上北郡百石町法運寺（50人）、八戸市天聖寺（100人）、三戸郡三戸町長栄寺、観福寺、悟慎寺（50人）の6カ所

に出来ている。各託児所では乳幼児30人を単位として、保母1人、炊事婦1人を配置し、毎日午前9時より午後3時まで受託し、昼食およびおやつを支給して、乳幼児の保育に当たった。

託児所の設置奨励と補助については、青森県共済会と愛国婦人会青森県支部が1927（昭和2）年より行ってきたが、1933（昭和8）年に青森県共済会と愛国婦人会青森県支部では、託児所1カ所につき20円見当の補助金を交付（予算2,000円）した。1935（昭和10）年には、青森県共済会と愛国婦人会青森県支部が託児所補助費として総額12,000円の予算を計上している。こうした、青森県共済会と愛国婦人会青森県支部の補助金交付は、託児所保母養成講習会とならんで、託児所の開設と普及に対して大きな推進力となった。

（4）児童虐待防止事業

この時期の不況を背景に子殺しや児童の虐待が多発した。例えば1929年7月から1932年6月までの3カ年間に、新聞報道のあった全国の児童虐待件数は350件にのぼった。²⁷⁾

このため1933年8月1日、児童虐待防止法が公布され、同年10月1日より施行された。本法で取り扱う児童は原則として満14歳までとしていた。とくに本法で中心となるのは第2条と第7条であるので、次に示してみる。

児童虐待防止法（昭和8年8月1日法律第40号）

第2条 児童ヲ保護スベキ責任アル者児童ヲ虐待シ又ハ著シク其ノ監護ヲ怠リ因テ刑罰法令ニ触レ又ハ触ルル虞アル場合ニ於テハ地方長官ハ左ノ処分ヲ為スコトヲ得

1. 児童ヲ保護スベキ責任アル者ニ対シ訓誡ヲ加フルコト
2. 児童ヲ保護スベキ責任アル者ニ対シ條件ヲ附シテ児童ノ監護ヲナサシムルコト
3. 児童ヲ保護スベキ責任アル者ヨリ児童ヲ引取り之ヲ其ノ親族其ノ他ノ私人ノ家庭又ハ適当ナル施設ニ委託スルコト

前項第三号ノ規定ニ依リ処分ヲ為スベキ場合ニ於テ児童ヲ保護スベシ但シ親権者又ハ後見人ニ引渡スベキ責任アル者親権者又ハ後見人ニ非ザルトキハ地方長官ハ児童ヲ親権者又ハ後見人ニ引渡スコト能ハザルトキ又ハ地方長官ニ於テ児童保護ノ為適当ナラズト認ムルトキハ此ノ限りニ在ラズ

すなわち本条には、児童を保護すべき責任あるものが児童を虐待し、あるいは著しく其の監護を怠る場合とある。

第7条 地方長官ハ軽業、曲馬又ハ戸々ニ就キ若ハ道路ニ於テ行フ諸芸ノ演出若ハ物品ノ販売其ノ他ノ業務及行為ノ虐待ニ涉リ又ハ之ヲ誘発スル虞アルモノニ付必要アリト認ムルトキハ児童ヲ用フルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

児童虐待防止法第7条に依る業務及行為の種類指定の件（昭和8年8月2日公布 内務省令第21号）

児童虐待防止法第七条第二項ノ規定ニ依リ児童ヲ用フルコトヲ禁止シ又ハ制限シ得ル業務及行為ノ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

1. 不具畸形ヲ観覧ニ供スル行為
2. 乞食
3. 軽業、曲馬其ノ他危険ナル業務ニシテ公衆ノ娯楽ヲ目的トスルモノ
4. 戸々に就キ又ハ道路ニ於テ物品ヲ販売スル業務
5. 戸々に就キ又ハ道路ニ於テ歌謡、遊芸其ノ他ノ演技ヲ行フ業務
6. 芸妓、酌婦、女給其ノ他酒間ノ斡旋ヲ為ス業務

この6号のうち、児童を用いることを禁止しているのは、1から3および6の4号で、4、5の2号は一定の手続きをすれば用いることができた。青森県では、児童虐待防止法の施行準備の一つとして、1933年7月より被虐待児の調査を行ったが、その結果70人の被虐待児が確認された。⁽²⁸⁾

1. 軽業を業務とする者

男	5	}	計22
女	17		
2. 乞食を業務とする者

2歳以上6歳未満	男 (実子5貫子1)	計13	}	計32
	女 (実子5貫子2)			
6歳以上14歳未満	男 (実子7貫子3)	計19		
	女 (実子6貫子3)			
3. 酌婦、遊芸稼等特殊業務の者

12歳以上14歳未満	男	街上商4	}	計14
	女	(酌婦6、道芸稼2、街上商2)		
4. その他、傷害と暴行を受けた者2

青森県においては1933（昭和8）年10月1日児童虐待法実施以来、県内の市町村長、警察署長、方面委員を督励して、同法の徹底を期するとともに取締を嚴重にし、普通取締を行う外、県下一斉取締日を設定するなどした結果、1933（昭和8）年度には表20の通りの違反があり、保護処分を行った。⁽²⁹⁾

児童虐待防止違反件数を1933年度と1935年度を比較すれば、乞食が4件から17件と大幅に増加し、戸々に就き又は道路に於て歌謡遊芸其の他の演技を行う業務が、21件から4件に大幅に減少している。これは不況と凶作の最中で、戸々や道路での演技を行う業務が成り立たなくなったものと思われる。1934（昭和9）年の大凶作を背景として、乞食が増加したものと思われる。また、第6号の業務が8件から2件へと減少しているが、前述の通り、1931年の凶作時より1934（昭和9）年の凶作時には、酌婦で2倍、娼妓で3倍になったことからみて、明らかに実際のデータでないと考えてよからう。

表20 児童虐待防止法第7条の規定に依る禁止制限に対する違反者保護処分件数調(1933年)

禁止制限の業務及行為種類	起 訴	不起訴	計	備 考
第 2 号 (乞 食)		4	4	
第 4 号 (戸々に就き又は道路に於て物品販売をする業務)		3	3	
第 5 号 (戸々に就き又は道路に於て歌謡遊芸其の他の演技を行う業務)		21	21	
第 6 号 (芸妓、酌婦、女給其の他酒間の斡旋を為す業務)		8	8	
計		36	36	

青森県社会課『青森県社会事業要覧』昭和9年版32頁

表21 児童虐待防止法第2条に依り保護処分を受けた児童数(1935年)

年 齢 別	第 1 項 第 1 号 処 分									第 1 項 第 2 号 処 分								
	親権者若クハ後見人ノ虐待ニ係ルモノ			然ラザルモノ			計			親権者若クハ後見人ノ虐待ニ係ルモノ			然ラザルモノ			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1才未満																		
1才以上6才未満																		
6才以上14才未満	5	7	12	5	4	9	10	11	21									
14才以上15才未満																		
計	5	7	12	5	4	9	10	11	21									

青森県社会課『青森県社会事業要覧』昭和11年版73頁

表22 児童虐待防止法第7条に依る禁止制限に対する違反件数(1935年)

禁止制限ノ業務及行為ノ種類	起 訴	不起訴	処分未済	計
第 2 項 第 2 号 (乞 食)		15	2	17
第 2 項 第 4 号 (戸々に就き又は道路に於て物品ヲ販売スル業務)				
第 2 項 第 5 号 (戸々に就き又は道路に於て歌謡遊芸其ノ他ノ演技ヲ行ウ業務)		4		4
第 2 項 第 6 号 (芸妓、酌婦、其ノ他酒間ノ斡旋ヲ為ス業務)		2		2
合 計		21	2	23

青森県社会課『青森県社会事業要覧』昭和11年版74頁

(5) 少年教護事業

1900（明治33）年の感化法により、1909（明治42）年4月1日東津軽郡新城村に青森県立感化院新城学園が創設され、1913（大正2）4月県代用感化院私立徳風学園となり、さらに1923（大正12）年9月には県に引き継がれ、県立感化院青森学園の開設となった。

青森学園規則によれば、職員には園長1人、教護若干、保母若干、書記若干と嘱託医を置かれていたが、実際には、教護兼園長として石川幸蔵が、教母としてその妻津恵が当たり、他に顧問医が配置されていた。同規則によると、園生教化の方法は教育に関する勅語と基本的家族的組織に依って感化し、年齢と学力に応じて普通教育と農事、園芸、手工などの実業教育を授けることになっていた。建物は児童室2、教室1、事務室1、職員住宅2で、寄宿舎制で児童収容定員は15名であった。青森県立青森学園規則による園生の日課は、学科は1日に2時間乃至4時間、実科は3時間乃至6時間で、以下の通りであった。

青森学園日課（『青森学園70年史』51頁）

第7条 年中ノ日課ハ左ノ如シ但シ季節其ノ他ノ事情ニ依リ臨時変更スルコトアルベシ

- | | | | |
|---------|--------------|-----------|--------------|
| 1. 起床 | 午前5時 | 7. 実科 | 午後自1時 至4時 |
| 2. 家事用事 | 午前自5時半 至6時半 | 8. 家事用事 | 午後自4時半 至5時半 |
| 3. 朝食自習 | 午前自6時半 至8時 | 9. 夕食自由遊戯 | 午後自5時半 至7時半 |
| 4. 朝拝訓話 | 午前自8時 至8時半 | 10. 自習 | 午後自7時 至8時 |
| 5. 学科 | 午前自8時半 至11時半 | 11. 黙想 | 午後自8時 至8時20分 |
| 6. 昼食 | 正午 | 12. 就寝 | 午後8時半 |

休業日は祝日、日曜日、開園記念日、年末年始7日間、学年末3日間と夏期休暇10日以上であった。園生に対し、理髪は毎月1回以上、入浴は週に2回（但し季節および事情により増減）であった。食事は「主食物米7分麦3分1割合、副食物朝汁及ビ漬物、昼1菜及ビ漬物、夕汁又ハ1菜及び漬物」で祝日、大祭日その他園長が必要と認めた時は、間食を給するとなっていた。

園生に貸付または給与する被服寝具学用品と雑品は以下の通りであった。

園生に貸付、給与すべき備品（『青森学園七十年史』52頁）

第29条 園生ニ貸付又ハ給興スベキ被服寝具学用品及ビ雑品ハ左ノ如シ

1. 衣類、単衣、袷、綿入、羽織及ビ紐、袴、帯、襯衣、股引、足袋、靴下、襪、作業衣
2. 寝具、掛布団、敷布団、枕、蚊張、寝巻
3. 学用品、教科書、行季、机、文具類
4. 雑品、帽子、日覆、手拭、下駄、靴、草履、石鹼、其ノ他日用品
前項ニ依リ貸付又ハ給興スベキ物品ノ種別員数及ビ保存期間ハ園長ニ於テ別ニ之ヲ定ム

1933(昭和8)年に少年教護法が制定され、感化法が廃止された。これにより、従来の不良児童の院内收容保護に、少年教護員の設置、一時保護、少年教護員の観察処分、少年鑑別機関の設置、義務教育完了の認定、收容事実の公刊禁止などの諸項目が新に加えられた。これを受けて青森学園は少年教護院青森学園となり院内教護を行い、一方、青森県社会課では院外教護事業として全県下の方面委員を少年教護員に任命し、市町村長、警察署長、学校長などと密接な連絡を保ち、相協力して少年の不良化防止、教護の促進と不良児童の早期発見に力を注ぐことになった。⁶²⁾

表23 時間割

	第1時	第2時	第3時	第4時	第5時	第6時
月	訓話	御野立所清浄	算術	国語	理科	
火	算術	国語	図書	作業	作業	作業
水	算術	国語	歴史	作業	作業	作業
木	修身	国語	唱歌	作業	作業	作業
金	算術	国語	地理	作業	作業	作業
土	算術	国語	農芸	体操	作法	整頓

農繁期降雨ノ際ハ作業時間ヲ延長或ハ變更スルモノトス
青森県社会課『青森社会事業要覧』昭和11年版76頁

時間が2時間ないし3時間であったものが、3時間ないし4時間に増え、実業教科は3時間ないし6時間が3時間ないし4時間となった。1週間の時間割りは表23の通りであった。また、青森学園内には同学園を後援し、退園生を保護し、教護事業の振興を図ることを目的に、1925(大正14)年11月に恵風会が組織された。

(6) 育児事業

孤児、貧児を救済する育児院事業は、青森県内にはこの時期に3施設あった。しかし、いずれも1919(大正8)年より以前に設立されたものである。

1900(明治33)年5月8日創設の青森市の青森慈善院は、1921(大正10)年2月、青森同情園と改称した。同園では無告の孤児、棄児および貧児を養育するとともに、貧困なため就学できない児童を小学校に入学させ、自活の途を得させた。同園の1925(大正14)年12月現在の状況について述べてみよう。職員は園主1名、事務員2名、家庭教師1名、保母1名、相談役若干名であった。創立以来の收容児童数は260人(男163、女97)で、現員数は26人(男15、女11)であった。⁶³⁾

園児の内訳(『青森県共済会報』第1号大正15年80頁)

園内児童20	家事手伝	女1	園外児童6	実業見習者	男2
	実業従事者	男2		幼児	男2女2
	学校通学者	男7女5			
	幼児	男2女3			

こうして従来の院内教護に加えて、積極的に院外教護事業を取り入れ、児童の不良化防止に当たることは、感化救済(慈善救済)から児童保護への発展を、端的に示すといえる。

ここで、少年教護法制定以後の青森学園の動向について述べよう。

教育面では、従来は普通学科

以上のように、院内保護だけでなく院外保護も行っていた。

収容児童の処遇はすべて園主家族と同一とし、学齢児童は市内の小学校へ入学させ、卒業者は適当の職業を選び、徒弟として商工業者に委嘱し、なお学業成績優等の者は上級の学校に入学させ、園内には家庭教師を置き、児童の足りない学科を補習させ、毎月あるいは隔月に健康診断を行っていた⁽³⁴⁾。同園は1921（大正10）年、治療部を新設し、救療および行旅病者の救済を行い、さらに、1924（大正13）年に増築して、無医の地方の貧窮病人に、無料宿泊診療を行った⁽³⁵⁾。

1902（明治35）年に佐々木五三郎により創設された東北育児院は、1931（昭和6）年弘前愛成園と改称された。次にその綱領と園則を掲げておく。

弘前愛成園（『弘前愛成園30年小史』1932年）

綱 領

1. 当園ハ博愛慈善ノ真諦ヲ宣揚スルニアリ
1. 当園ハ社会ノ為メ救済保護ニ貢献シ犠牲的精神ノ発露ヲ開拓スルニアリ
1. 当園ハ忠君愛國ノ精神ヲ向上セシムルニアリ

園 則

1. 薄幸ナル貧童孤児ヲ救済教養スルヲ目的トス
1. 児童学齢ニ達シタル時ハ市立小学校ニ入学セシメ更ニ学歴優秀ナル者ハ本人ノ希望ニヨリ高等教育ヲ修メシム
1. 義務教育ヲ修了シタル時ハ本人適当ノ職業ヲ習得セシメ独立自活ノ途ヲ立テシム
1. 入園ノ手続きハ官衛市町村ノ依頼ニヨルヲ原則トスルモ又直接関係者ノ申込ニモ応ズルモノトス
1. 年齢ハ六歳以上タルヲ原則トスルモ又事情止ムヲ得ザル場合ハ六歳未満ニテモ入園セシム
1. 退園ハ本人独立自活ノ途立チタル時若クハ親元又ハ親族ニテ教養ノ見込ミアル場合本人ノ希望ニヨリ何レモ無条件ニテ退園セシム

1932（昭和7）年3月末日現在の園児の状況は（表24、25）

表24 園児の状況（弘前愛成園『弘前愛成園30年史』1932年21～22頁）

	孤 児	棄 児	貧 児	計
男	1	3	9	13
女	3	1	7	11
計	4	4	16	24

内小学校7人
職業徒弟5人
園内12人

表25 年齢構成（弘前愛成園『弘前愛成園30年史』1932年22頁）

	6歳以上 14歳未満	14歳以上 18歳未満	18歳以上	計
男	3	4	6	13
女	4	0	7	11
計	7	4	13	24

同園の1931(昭和6)年度の収支状況は、収入としては寄付金(12円)、補助金(1,800円)、財産収入(540円)、慈善館収益金(1,770円)の計4,207円で、支出は育児費(1,800円—米代580円、副食費340円、被服費150円、教育費150円、衛生費100円、薪炭費200円、電灯料110円、雑費170円)、職員給与費(792円—園長給与費600円、雇婦給与費192円)、園舎修繕費(115円)の計2,707円で、差引残金の1,500円は基金へ編入となっている³⁶⁾。経営状態はこのように安定していたことが分かる。そのベースとなったのが常設活動写真館「慈善館」の収益金であった。

佐々木五三郎は慈善館の収益金を資金的基礎に、1921(大正10)年常設保育所弘前幼稚園保育園の開設をはじめとして、1929(昭和4)年鰐蔵幼稚園保育園と黒石幼稚園保育園を開設し、さらに1932(昭和7)年、県下最初の養老院弘前養老救護院を設立した。

また、1916(大正5)年8月1日東津軽郡瀧内村大字沖館字篠田282の32に鎌田申太郎が、孤児、貧児の保護のため青森慈恵院を創立している³⁷⁾。

創立当初の同院の状況については不明であるが、1924(大正13)年度の入退院の状況は入院男23人、女10人 計33人、退院 男9人、女4人 計13人であった。『青森県共済会会報』第1号大正15年83頁による。

(7) 虚弱児童保護事業

青森県においては、虚弱児童の体質改善のための夏季保養所あるいは夏季林間学校が開設されている。1924(大正13)年に日本赤十字社青森支部が通所制で夏季休暇を利用し、3週間の予定で青森市合浦公園海岸に児童保養所を開いたのが最初であった。第2回(1925年)は宿所制にし、第3回(1926年)以後は、通所、宿所の両方を実施した。第4回目(1927年)は定員100人に対し、200人の希望があり146人を受け入れ、第5回は150人を受け入れた³⁸⁾。このように保養所入所希望児童は年々増加している。

ここで比較的資料の恵まれた、第6回目(1929年)の同保養所の状況について述べよう。期間は8月1日から21日までの3週間で、収容予定児童数150人のところ、応募者291人に達し、164人(宿所生118人、通所生46人)を入所させた。これを7組に分け、7人の教員が日常の指導を担任した。虚弱児童に対し、起床就寝、勉学運動、衛生などすべて科学的に行った³⁹⁾。3週間の保養生活の結果、身体の発育状況の変化は表26の通りであった。

これによると丙が71から51に減少し、乙が72から86に、甲が14から20へと増加し、良い方向への移動がみられた。また、退所後の児童の状況を調査した結果、家庭からの回答は健康状態については、感冒に犯されにくくなり良好というものが多数であった。学習の状況については、平素と大差なしとするもの17人、良好とするもの61人いる。家庭における状況については、早起きの慣習をつくり規律的生活をなすというものが多数であった。同年度における保養所総経費は3,290円70銭で、児童1人当たりに換算すれば20円6銭4厘であった。このうち児童の保護者から食費として宿所生12円、通所生5円を徴収し、その残額1,666円70銭は赤十字支部で負担した⁴⁰⁾。

表26 発育状況

発育状況	入居時	退所時
甲	14	20
乙	72	86
丙	71	51

東奥日報社『東奥年鑑』
昭和5年版620頁

その後、日本赤十字社青森支部は1930（昭和5）年、八戸市湊の県立水産学校に八戸夏季児童保養所を8月3日から23日まで21日間開設した。青森保養所同様好結果が得られている⁽⁴¹⁾。

また、田名部少年赤十字団、三本木少年赤十字団はともに臨海保養所を、大畑少年赤十字団は林間保養所を開設し、虚弱児童の保護指導に当たった。

（8）盲聾啞児童保護事業

青森県においては、盲人永洞清吉らによって、1891（明治24）年2月盲人教育施設東奥盲人教訓会が八戸町に開設され、その後、1925（大正14）年に私立八戸盲学校と発展し、1927年（昭和2）年には聾啞部を併置し私立八戸盲啞学校となり、1931（昭和6）年には県立代用校に指定され、1937年（昭和12）年には施設、備品一切を県に移管し、青森県立八戸盲啞学校となった⁽⁴²⁾。

一方、青森市においても盲人の西蓮寺幸三郎が1925（大正14）年10月15日、青森市長島町85 相馬リン方の一室を借り受け青森盲人教育所を設立した。その年の春、東京盲学校師範部を卒業したばかりの20歳余の青年が「此の道を歩むことは容易な事ではないのです、幸か不幸か私は自分も目が見えず、独身でもあり、一生此処に身をすてても、誰にも恨まれず、後悔もしないですむことです。」と、堅い決意で同教育所を設立したのである。狭い一室に生徒2名との発足であったが、1926（大正15）年青森同情園の一室（8畳）を無料で借り受け、生徒も12、3名と増加した。しかし、経営困難で西蓮寺は、維持経費の捻出に日々非情な努力を払ったという。

同教育所は1927（昭和2）年に青森市浦町の二階建一軒を借り受け移転し、25、6人の生徒が入学することになった。その後、1931（昭和6）年に文部省の設立認可を得て、私立青森盲啞学校と発展し、その年の12月青森市大字沖館字篠田24番地に渡辺佐助寄付による校舎に移転し、それまでの借家での教育から解放された。1933（昭和8）年11月青森市浦町橋本に移転し、翌年2月県知事より鍼術、按摩、マッサージについて、無試験検定の認可を得た。こうして永い苦勞の末、盲学生の将来が補償されることになった。さらに同校は1937（昭和12）年4月県立移管となり、青森県立青森盲啞学校として発展した⁽⁴³⁾。

八戸と青森において、盲人自らが、盲人の社会的自立と社会的地位の向上を志し、盲人教育所を設立し、それがいくつかの変遷を経て、確固とした県立盲啞学校に発展したのである。

（9）その他の児童保護の動向

① 貧困学齡児童保護事業

慢性化した不況や打ち続く凶作・災害を背景に、貧困学齡児童が多発した。

例えば1929（昭和4）年度においては、貧困学齡児童数が6,038人で、総学齡児童数

表27 貧困学齢児童数と市町村および県の救護予算

郡市別	東津軽郡	西津軽郡	中津軽郡	南津軽郡	北津軽郡	上北郡	下北郡	三戸郡	青森市	弘前市	八戸市	計
学齢児童	一一、九一九	一一、〇一三	一一、一六〇	一九、四六七	一一、四六五	一九、三三四	八、八八七	一四、七五一	一〇、三四六	六、六七九	八、九三八	一三六、〇一三
貧困児童	七五二	九七九	六八一	八〇九	七六二	一、〇五一	二九四	三七七	二六九	九	六二	六〇、〇三八
市町村予算	九〇四円	一、二三八	四四一	一、一六四	九二七	八三二	二〇四	一七七	四〇〇	四〇〇	七一五	七、四〇二
県交付金	一、〇五六・三八	一、三三一・一九	八三九・五六	一、二七五・三六	一、〇四九・二八	一、三七〇・九八	四二七・三七	五七三・九七	四八〇・五八	二二三・一七	三九〇・一六	九、〇〇八・〇〇

東奥日報社『東奥年鑑昭和5年版』621頁

表28 給与を要する児童数一覧

種別	東郡	西郡	中郡	南郡	北郡	上北郡	下北郡	三戸郡	八戸市	計	(%)
学用品	1,454	1,208	273	914	502	2,750	1,030	1,741	37	9,909	9,909 (45.1)
被服費	550	368	41	273	334	1,351	155	659	-	3,731	
学用品並被服費	529	680	79	305	386	1,176	135	667	42	3,999	7,730 (33.4)
食料	396	320	9	277	192	797	148	582	-	2,721	
学用品・被服料費並食料	51	24	-	2	-	1,124	-	176	5	1,382	4,103 (12.3)
通学用品	3	22	-	-	-	42	-	-	-	67	
医料費	-	158	-	-	-	-	-	-	-	158	
	③ 2,983	④ 2,780	402	⑤ 1,771	1,414	② 7,240	1,468	① 3,825	84	21,967	21,967 (100)

136,013人の4.4%となっている。

これは市町村長および小学校長が、貧困にして救護すべきものと認められた児童および前学年度貧困のため1ヵ月5日以上欠席した児童の数である。⁽⁴⁰⁾

これに対して、貧困児童の就学及び出席奨励のために、各市町村では救護予算として総額7,402円を計上し、青森県においても救護予算として9,008円を計上した(表27)。

1931(昭和6)年11月1日現在の給与を要する児童数は、不況とこの年の凶作のため急増し、21,967人(表28)を数え、それは1932(昭和7)年の全小学校児童数143,535人の15.3%にも達した。

このような状況に対して、青森県児童就学奨励規程により、市町村が就学困難な貧困学齢児童の就学奨励のため、その程度に応じて、教科書、学用品、被服、食糧など

1932(昭和7)年藤坂小学校児童給与簿

計	給 与 品										教科書	尋一ノ一	学級	
												手読本	相坂上	住所
	鉛筆	雑記帖	半紙	筆紙	半紙	消ゴム	鉛筆	筆	墨	硯	算術帖	読方帖	(略)	柄
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
銭	二	四	二	四	三	〇	四	四	五	五	四	四	価額	児童氏名
													(略)	保護者名
													家庭ノ情況	

の給与、その他の方法を講ずることが定められていた。⁽⁴⁹⁾

欠食児童の増加に対しては、1932(昭和7)年より、学童の保健養護のため学校給食が実施された。表9に示した通り、1935(昭和10)年末の県内欠食児童数は12,278人に上り、給食費用も7,120円余に達した。

『青森県教育史』(巻4)748~749頁

1933(昭和8)年藤坂小学校給食簿

其他ノ事項 掃除の為遅る、もの多し。	食 物		兒 実 童 際 数 食 事 セ ル			給 食 兒 童 数			監 督 者	五月十五日
	副 食 物	主 食								女
	塩 鱒	白 米	女	男	女	男	其他	計	助	天 候
			一五	二〇	一八	二二	其他			
					其他					
		三五	計	四〇	計			曇		

②婦女子身売防止対策

青森県においては、1934（昭和9）年の凶作を契機として、全県的に婦女子の身売が行われたが、これに対し、1934年11月内務省社会局は身売防止と就職斡旋の活動のため要綱を決定した。これを受けて、青森地方職業紹介事務局の外郭団体である職業紹介事業協会、青森県社会課および愛国婦人会青森県支部は身売婦女子の救済活動を行った⁴⁶⁾（表29）。

しかし、1934年から1935年にかけて身売婦女子が増大したのにもかかわらず、この救済活動による1935年の救済人員は629名とごく少数であり、救済対応の実態は不十分であった。

表29 身売り婦女子の救済状況（昭和9～11年）

	青森地方職業紹介事務局		県社会課		愛国婦人会青森県支部		合計	
	救済人員	貸付金額	救済人員	貸付金額	救済人員	貸付金額	救済人員	貸付金額
昭和9年11～12月	人 25	円 —	人 4	円 —	人 30	円 —	人 59	円 —
昭和10年1～12月	365	23,514	131	9,090	133	6,360	629	38,964
昭和11年1～12月	147	7,100	79	5,115	15	90	241	13,175

『青森県農地改革史』214頁

3. むすび

以上、青森県における1919（大正8）年から1937（昭和12）年までの、農村の窮乏状況と児童保護の成立と展開についてみてきたが全体を通して次のように纏められる。

第1に慢性不況と1931年、1934年および1935年の冷水害凶作を背景にして、青森県農村の窮乏状況が一層深刻化し、そうしたなかで、児童の貧困問題が広汎に出現してきたことである。

第2には、従来までの感化救済の対象を一無告の孤児・貧児・棄児・盲児・感化院収容対象児一から一般貧困児童まで拡大し、さらに乳幼児保護事業では、一般児童をも対象としたことである。

第3に、要保護児童を保護すると同時に、要保護状態に陥るのを防ぐ積極的な予防活動が、展開されるようになったことである。

第4には、従来まで感化救済が青森市、弘前市八戸など、市街地中心で行われてきたが、農繁期託児所の設置に代表されるように、農村部まで児童への対応が拡大されたことである。

第5には、院内保護（収容保護）のみでなく、院外保護まで事業が拡大された。

第6には、育児施設に代って、乳幼児保護と防貧の観点から、保育事業が市街地、農村を問わず、著しく発展したことである。

第7には、青森県における1918（大正7）年までの児童救済は＜異常児保護事業＞・＜育児事業＞・＜保育事業＞・＜感化事業＞の4種類であったものが、児童保護期には専門化が進められ、下記の通り9種類に増加した。

〈児童保護事業〉

妊産婦保護事業	愛国婦人会支部……属託産婆 青森県共済会 乳幼児並妊産婦無料健康相談所ヲ青森市、弘前市、八戸市、五所川原町、三本木町、田名部町ニ開設	217名	取扱延人員 1,533名
乳幼児保護事業	児童愛護週間ノ実施 青森県共済会……妊産婦保護事業ヲ見ヨ		
季節的託児事業 (11年)	設置市町村数……87 託児所数……169		
保 育 事 業	青森保育園、青森児童ホーム、大坂保育園、柳町保育園、青森市莩町小学校子守児童託児所、児能花園、弘前託児園、弘前幼稚園保育園、八戸託児所、岩木託児所、黒石幼稚園保育園、鱒蔵幼稚園保育園、野辺地和光園、いてう学園、三戸紫苑保育園		
児童虐待防止 (11年)	法第二条第一項ニ依リ虐待ヲ受ケタルモノ……19名 法第七条ノ規定ニ依ル禁止制限ヲ受ケタルモノ……12名		
少年教護事業	院内教護……県立少年教護院青森学園(東郡新城村) 院外教護……各方面委員ヲ以テ少年教護委員トス 教護事業助成施設……恵風会(青森学園内)		
育 児 事 業	青森同情園 明33・5・8 青森市造道浪打211 弘前愛成園 明35・11・3 弘前市新寺町62		
虚弱児童保護事業 (11年度)	日本赤十字社青森支部……青森、八戸両市ニ夏季児童保養所 田名部、七戸両少年赤十字園……臨海保養所 大畑少年赤十字園……林間保養所		
異 常 児 童 保 護 事 業	県立八戸盲啞学校 明24・2・4創立 八戸市類家 県立青森盲啞学校 大14・10・15創立 青森市浦町字橋本		

『青森県社会事業要覧』昭和12年版

このようにして、青森県における児童保護事業が確立されたが、それも1937(昭和12)年の日中戦争勃発による戦時体制強化のなかで、厚生事業へ組みこまれていくのであった。

長い苦難の時代を切り抜けて、この時期までに成立した青森県の児童保護事業が、戦後、新憲法の下に児童福祉法が施行され、この児童福祉法の理念が具現化されるための〈受皿〉となったのである。さらに、先人の血の出るような努力がその後の児童福祉発展の〈基礎〉となったことを想うと、現在の青森県の児童保護事業の成立までの歴史は、児童福祉を研究する筆者にとり、大きな参考資料であると確信している。

注

- (1) 楫西光速 (他)『日本資本主義の没落Ⅰ』東京大学出版会1960年4～11頁
- (2) 楫西光速 (他)『日本資本主義の没落Ⅱ』東京大学出版会1961年313～319頁
- (3) 前掲1. 247頁
- (4) 前掲2. 525～526頁
- (5) 田子一民「東北窮乏の真因と振興の目標」『社会政策時報』(173号), 1935年3月430～448頁
- (6) 青森県農地改革史編纂委員会編『青森県農地改革史』1952年49～50頁
- (7) 前掲6. 205頁
- (8) 前掲6. 196頁
- (9) 東奥日報社『東奥年鑑』昭和7年版391頁
- (10) 「農漁村の売られ行く娘二千四百余名」『東奥日報』昭和8年5月14日
- (11) 「凶作地極貧家庭に病人が続出」『東奥日報』昭和7年3月2日付
- (12) 前掲6. 199～200頁
- (13) 前掲6. 200頁
- (14) 「凶作地の悲惨事は冬と共に深まり行く」『東奥日報』昭和9年12月12日付
- (15) 東奥日報社『東奥年鑑』昭和11年版675頁
- (16) 「生活の不如意から欠席がちの児童七十七校に二千七百名」『東奥日報』昭和9年12月4日
- (17) 前掲14
- (18) 「名物トラホーム児童の35%が罹病者」『東奥日報』昭和10年3月12日
- (19) 青森県社会課『青森県社会事業要覧』昭和8年版39頁
- (20) 青森県社会課『青森県社会事業要覧』昭和12年版42頁
- (21) 東奥日報社『東奥年鑑』昭和5年版629頁
- (22) 青森県社会課『青森県社会事業要覧』昭和11年版47～48頁
- (23) 「幼児の死亡率が青森県は日本一」『東奥日報』昭和2年7月12日
- (24) 前掲22. 48頁
- (25) 青森県における常設保育所の展開については、拙稿「青森県内保育所の展開」『立正大学社会学・社会福祉学論叢』1981年を参照されたい
- (26) 青森県における季節託児所の展開については、拙稿「青森県における農繁期託児所の展開」『福祉の広場』第7号1979年を参照されたい
- (27) 児童擁護協会『児童を守る』1933年58頁
- (28) 「虐待されている児童本縣で七十名」『東奥日報』昭和8年9月7日
- (29) 青森県社会課『青森県社会事業要覧』昭和9年版32頁
- (30) 青森県共済会『青森県共済会会報』第1号大正15年84～85頁
- (31) 青森県立青森学園『青森学園七十年史』1980年46～47頁
- (32) 前掲22. 74頁
- (33) 前掲30. 80～81頁
- (34) 前掲30. 81頁
- (35) 東奥日報社『東奥年鑑』昭和4年版666頁

- (36) 弘前愛成園『弘前愛成園30年史』1932年22～23頁
- (37) 前掲30, 83～84頁
- (38) 前掲35, 677頁
- (39) 前掲21, 620頁
- (40) 前掲21, 620～621頁
- (41) 東奥日報社『東奥年鑑』昭和6年版561頁
- (42) 青森県立八戸盲学校『青森県立八戸盲学校70周年記念誌』1962年28～33頁
- (43) 青森県立盲ろう学校編『青森県立盲ろう学校創立30周年誌』1955年7～14頁
- (44) 前掲21, 621頁
- (45) 青森県教育史編纂委員会編『青森県教育史』（巻2）1973年177頁
- (46) 前掲6, 214頁